

5月1日
(水)
から

多くの人に「安心」を！ ～みな健康ダイヤル 24

— 24時間電話相談 —

いつでもどこでも受けられる専門家による健康医療相談です。
プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。



み～な さわやかいちばん

フリーダイヤル **0120-317-381** (通話料・相談料無料)

利用できる内容

- 健康相談……………日常生活での「体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談
- 医療相談……………病気に関する説明や治療、検査などに関する相談
- 介護相談……………介護を受ける方、される方の様々な不安に対する相談
- 育児相談……………妊娠・出産・育児などに関する相談
- 医療機関情報……………最寄りの医療機関や夜間・休日に受診できる医療機関のご案内

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233

対象拡大 肝臓機能障害(1級～3級)

軽自動車税 身体障害者減免

軽自動車税は、4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有している方に課税される町の税金です。身体障害者が通院などに使用する車両の軽自動車税は、障害の程度により減免される場合があります。減免を希望する方は申請が必要です。

対 象	障害者の方 または 障害者と生計を一にする家族の方
申 請 期 間	納税通知書が届いてから5月24日(金)までの間
受 付 場 所	税務課 (⑦番窓口)
申請に必要なもの	・印鑑 ・納税通知書 ・減免を申請する車両の自動車検査証 ・運転者の運転免許証 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(みどりの手帳)、 精神障害者保健福祉手帳 のいずれか

※すでに減免を受けている方で申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。

※障害者1人につき、二輪・軽自動車・普通自動車のいずれか1台が減免対象です。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461

お詫びと訂正

「平成25年度町民への予算書」67ページ、■町の借金と貯金の動きの図の凡例に誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。

(誤)	■ 町債(借金)	→	(正)	□ 町債(借金)
	□ 基金(貯金)			■ 基金(貯金)